

(意見書案第2号)

建設業等の経営基盤の安定及び季節労働者の雇用と生活の安定を求める意見書

北海道では、積雪寒冷という気象条件によって冬期に失業を余儀なくされる季節労働者が、建設業を中心に14万3千人を超えている。

国の「冬期雇用援護制度」は、これら季節労働者の冬期間の雇用と生活を守る重要な役割を果たしているにもかかわらず、冬期失業の解消、通年雇用化の政策効果が充分発揮されていないことを理由に、平成18年度の暫定措置期間の終了をもって廃止しようとしている。しかし現状は、ピーク時には30万人であった季節労働者数は、平成16年度現在、14万3千人まで減少しており、建設産業における通年雇用化も5割以上まで進んでいる。

このように季節労働者の通年雇用状況は着実に改善されてきているが、更に進めていくためには制度の存続・改善と、政府などが発注する建設工事の冬期施工量の増加による工事の平準化が重要である。

よって、政府においては、本道の冬期施工と季節労働者の状況を踏まえ、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

#### 記

- 1 政府が所管する北海道地域における公共事業の施工量の平準化（冬期施工量の増加）を図り、季節労働者の冬期雇用の拡大及び通年雇用化を促進させること。
- 2 季節労働者の冬期雇用の拡大、通年雇用化の促進、冬期失業者の教育訓練の展開を図るため、「冬期雇用援護制度」を存続するとともに、中・長期的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月13日

釧路市議会

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
農林水産大臣

} 宛